

# 第1章 總 則

## 第1節 計画の方針

### 第1 計画の目的

この計画は、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画の作成及び見直しにあたっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。

## 第2節 計画の運用

### 第1 計画の運用

市及び防災関係機関は、平素より計画の習熟に努め、計画の目的が達成されるよう、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図り、計画の運用に万全を期すとともに、災害時において市、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとることができるよう、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するよう努めるものとする。

### 第2 計画の修正

市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは、山形市防災会議に諮って計画の修正を図るものとする。

修正を必要とする事項については、毎年5月末日までに山形市総務部防災対策課に報告するものとする。

なお、緊急を要する事項については、この限りでない。

## 第3節 市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 山形市

山形市は、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として防災関係機関及び住民等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

#### 2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動が円滑に実施できるように、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

#### 3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動に対し協力するものとする。

#### 4 住民

山形市の住民は、それぞれの立場において、自らすすんで防災に寄与するように努めるものとする。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 山形市

- (1) 山形市防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (4) 自主防災組織の育成及び指導
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備
- (6) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (7) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (8) 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (9) 避難の指示及び災害広報
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 被災者の救援及び保護
- (12) 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- (13) 災害時における文教対策
- (14) 交通対策及び緊急輸送の確保
- (15) 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置
- (16) 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
- (17) その他災害発生の防御又は災害の拡大防止
- (18) 災害復旧のための措置

[令3改]

## 2 山形県

- (1) 山形県防災会議に関する業務
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (3) 水防その他の応急措置
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (5) 被災者の救助及び救護措置
- (6) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (7) 治安の維持及び交通規制
- (8) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (9) 自衛隊の災害派遣要請
- (10) 避難の指示又は誘導
- (11) 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 被災者の救出
- (14) 死者（行方不明者）の搜索及び検視

## 3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1)東北財務局山形財務事務所	ア 地方公共団体に対する災害融資 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ウ 災害復旧事業費査定の立会い
(2)東北農政局山形県拠点	ア 災害時における主要食糧の供給対策
(3)山形森林管理署	ア 災害応急対策用木材の供給 イ 国有林内の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理
(4)山形労働基準監督署	ア 工場、事業所等における労働災害の防止 イ 労災保険料等の非常取扱い及び災害補償 ウ 被災工場、事業所に対する救急医療品の配布等
(5)東北運輸局山形運輸支局	ア 災害時における自動車による輸送のあっせん イ 東日本旅客鉄道株式会社との輸送の調整
(6)仙台管区気象台 (山形地方気象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(7)国土交通省 山形河川国道事務所	ア 所轄国道、河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 イ 災害時における所轄国道の交通対策 ウ 所轄河川区域における水防業務 エ 洪水予警報、水防警報の発表及び伝達
(8)陸上自衛隊第20普通科連隊	ア 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援

[令和3改]

#### 4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 郵便事業株式会社 山形南支店	ア 被災地における郵便業務の確保 イ 災害時の被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付 ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 エ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 オ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(2) 東日本旅客鉄道株式会社 山形駅	ア 鉄道施設の保安、保全及び旅客の避難救護 イ 災害対策に必要な物資及び人員の応急輸送対策
(3) 東日本電信電話株式会社 山形支店	ア 電信電話施設の保全 イ 災害時における通信の確保及び気象警報の伝達
(4) 日本銀行山形事務所	ア 災害時における通貨の供給確保 イ 金融機関に対する金融緊急措置の指導 ウ 金融機関の業務運営の確保
(5) 日本赤十字社山形県支部	ア 災害時における医療、助産その他応急救護の実施 イ 赤十字奉仕団の災害活動に関する指導調整等 ウ 義援金の募集
(6) 日本放送協会山形放送局	ア 災害予防の放送 イ 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送
(7) 日本通運株式会社山形支店	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施
(8) 東北電力ネットワーク株式会社 山形電力センター	ア 電力供給施設の災害予防措置 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の復旧及び資材の確保

#### 5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 山形放送株式会社	
(2) 株式会社山形テレビ	ア 災害予防の放送
(3) 株式会社テレビユー山形株式会社	イ 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送
(4) エフエム山形株式会社	ウ 救援ボランティア活動及びボランティア団体等の活動に対する協力
(5) 株式会社さくらんぼテレビジョン	
(6) 山交バス株式会社	
(7) 第一貨物株式会社山形支店	ア 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施
(8) 山形ガス株式会社	ア 都市ガスの供給及び保安措置 イ 被災都市ガス施設の調査及び災害復旧
(9) 山形市医師会	ア 災害時における医療救護

## 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合・農業共済組合等農林水産関係団体	<p>ア 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力</p> <p>イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導</p> <p>ウ 被災農家に対する融資又はそのあっせん</p> <p>エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧</p> <p>オ 飼料、肥料等の応急確保</p>
(2) 商工会議所・商工会等商工業関係団体	<p>ア 市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び融資のあっせん等の協力</p> <p>イ 災害時における物価安定についての協力</p> <p>ウ 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせん</p>
(3) 病院等医療機関	<p>ア 医療、助産等救護の実施</p> <p>イ 救護活動に必要な医療品及び医療器材並びに医療関係従事者の提供</p>
(4) 町内会・自治組織	<p>ア 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給及び防犯等に関する協力</p> <p>イ 市が実施する応急対策についての協力</p>
(5) 各種民間任意団体等文化事業団体	ア 市が実施する応急対策についての協力

## 第4節 山形市の概況

### 第1 自然環境

#### 1 位置

山形市は、山形県の中央から南寄りに位置し、南は上山市、北は天童市、西は山辺町及び中山町、東は仙台市及び川崎町に接している。

山形市の位置 東 経  $140^{\circ} 29' \sim 140^{\circ} 10'$

北 緯  $38^{\circ} 08' \sim 38^{\circ} 20'$

標準点の標高 145.3m (山形市役所の位置)

#### 2 地形

本市の地形の第1の特徴は、東南端が蔵王山頂、東北端が面白山山頂、西南端が白鷹山山頂と3方山に囲まれた盆地であること、第2の特徴は山岳、丘陵地帯が市の面積の約65%を占めていること、第3の特徴は馬見ヶ崎川扇状地に市の大部分が形成されていること、第4の特徴は東西の山岳から多くの河川が流れ複雑な地形を作っていることがあげられる。

市の東部の奥羽背陵山脈には蔵王火山及び面白火山が、西部の出羽丘陵には白鷹火山があり、特に蔵王火山は今も小活動を続けている。

河川は、扇状地を形成している馬見ヶ崎川、立谷川、本沢川及び南から北へ西部を流れる須川などの一級河川があり、いずれも最上川にそそいでいる。

#### 3 面積

本市の東西の距離は21.5km、南北は27.5km、周囲は114kmであり、面積は381.58km<sup>2</sup>である。傾斜地10分の1未満の平坦部地域は118.75km<sup>2</sup>で全面積の約31%にすぎない。

#### 4 地質

本市の約35%を占める低地は、堆積物から形成されている。馬見ヶ崎川扇状地、立谷川扇状地及び本沢川扇状地は礫や砂により形成され、須川や西部の河川による河岸段丘は、礫や砂の他に薄い粘土層より成り、扇状地中央部や河岸段丘は、比較的安定した地質と言える。また、低地の半分程を占める扇状地前縁部や須川氾濫原は、砂と泥の沖積堆積物から形成され地盤が弱く、特に馬見ヶ崎川と須川の合流点付近は軟弱地盤で、地盤沈下もすすんでいる。

一方、山岳丘陵地は、「グリーンタフ造山運動」(約2,400万年前)と呼ばれる火山活動により生成された花崗閃緑岩が厚く基盤岩を成し、その上層には、新第三紀時代(約240万年前)以降に繰り返し流れた溶岩の跡や、激しい地殻変動と地すべり、崩壊の跡も見られ、全体としてかなり複雑な地質構造となっている。また、蔵王温泉から南山形までは須川泥流、西藏王一帯は神尾泥流と呼ばれる火山泥流におおわれている。

断層としては、下東山断層、新山断層、葉の木沢断層、芳沢断層、隔間場断層等が見られる。葉の木沢断層付近は、花崗岩が破碎されており、崩壊が起こりやすい地域となっている。

#### 5 気候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し裏日本気候域雪国気候区に分類される。この中にあって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、

際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が $-20.0^{\circ}\text{C}$ に達した記録がある反面、昭和8年7月25日の $40.8^{\circ}\text{C}$ の気温は、平成19年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は一年間 $1,200\text{mm}$ 前後で県内で最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

## 第2 社会環境

### 1 人口

#### (1) 人口の推移

(国勢調査による) 企画調整課

年 次	世 帯 数	人 口 (単位人)		
		総 数	男	女
大正9年	20, 082	116, 757	58, 253	58, 504
14年	21, 755	128, 670	64, 290	64, 380
昭和5年	23, 723	139, 693	69, 741	69, 952
10年	24, 574	145, 037	72, 191	72, 846
15年	24, 795	144, 577	70, 764	73, 813
20年	31, 216	174, 587	83, 830	90, 757
25年	33, 103	180, 569	87, 755	92, 814
30年	34, 707	183, 799	88, 839	94, 960
35年	39, 411	188, 597	90, 755	97, 842
40年	44, 845	193, 737	93, 044	100, 693
45年	52, 243	204, 127	98, 152	105, 975
50年	60, 756	219, 773	105, 386	114, 387
55年	69, 889	237, 041	114, 535	122, 506
60年	73, 333	245, 158	118, 609	126, 549
平成2年	77, 829	249, 487	120, 486	129, 001
7年	85, 157	254, 488	122, 989	131, 499
12年	90, 110	255, 369	123, 294	132, 075
17年	93, 623	256, 012	122, 903	133, 109
22年	96, 560	254, 244	121, 433	132, 811
27年	100, 303	253, 832	121, 575	132, 257
令和2年	102, 318	247, 590	119, 001	128, 589

[令3改]

(2) 年齢別人口

(国勢調査による) 企画調整課

区分	実 数(人)				構成比(%)			
	平成7	平成10	平成12	平成17	平成7	平成10	平成12	平成17
総数	254,488	255,641	255,369	256,012	100	100	100	100
0~14歳	41,110	39,189	37,580	35,428	16.2	15.3	14.7	13.8
15~64歳	170,470	168,923	167,751	164,683	67.0	66.1	65.7	64.3
65歳以上	42,627	47,248	49,900	55,600	16.8	18.5	19.5	21.7
不詳	281	281	138	341	0.1	0.1	0.1	0.2

区分	実 数(人)				構成比(%)			
	平成22	平成27	令和2		平成22	平成27	令和2	
総数	254,244	253,832	247,590		100	100	100	
0~14歳	33,346	31,869	29,120		13.1	12.5	11.8	
15~64歳	157,947	151,271	140,796		62.2	59.6	56.9	
65歳以上	60,882	68,745	72,341		23.9	27.1	29.2	
不詳	2,069	1,947	5,333		0.8	0.8	2.1	

(3) 昼・夜間人口

(平成27年国勢調査による) (単位人) 企画調整課

夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口
253,832	271,056	17,224	38,583	21,359

2 都市計画

(1) 都市計画区域

(令和3年4月1日現在) まちづくり政策課

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
15,990 ha	4,093 ha	11,897 ha

(2) 用途地域

(令和3年4月1日現在) まちづくり政策課

第1種低層住居専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)
第2種低層住居専用地域	530〃(12.9〃)	近隣商業地域	134〃(3.3〃)
第1種中高層住居専用地域	167〃(4.1〃)	商業地域	201〃(4.9〃)
第2種中高層住居専用地域	450〃(11.0〃)	準工業地域	519〃(12.7〃)
第1種住居地域	929〃(22.7〃)	工業地域	204〃(5.0〃)
第2種住居地域	197〃(4.8〃)	工業専用地域	170〃(4.1〃)

(3) 地域地区

(令和3年4月1日現在) まちづくり政策課

区分	面積 ha
防火地域	62.6
準防火地域	1,119

3 道 路

(令和2年4月1日現在) 道路維持課

区分	総 数	国 道	県 道	市 道
路 線	4,266	5	25	4,236
総延長	1,603,049.7 m	66,863 m	201,615 m	1,334,571.7 m
総面積	14,244,433 m <sup>2</sup>	1,319,937 m <sup>2</sup>	2,494,275 m <sup>2</sup>	10,430,221 m <sup>2</sup>

4 河 川

(令和3年4月1日現在) 河川整備課

区分	河 川 数	河 川 延 長
1級河川	31	152.2 km
準用河川	8	9.5 km
普通河川	81	207.1 km
合 計	120	368.8 km

5 公 園

(令和3年3月31日現在) 公園緑地課

区分	総 数	街区公園	近隣公園	その他
公園数	237	181	21	35
面 積	398.12 ha	41.25ha	23.83 ha	333.04 ha

[令5改]

## 6 病院及び診療所

(令和3年4月1日現在) 保健総務課

区分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所
院 数	408 院	17 院	252 院	139 院
ベッド数	5,067 床	4,986 床	81 床	—

## 7 産 業

ブランド戦略課・産業政策課・農政課

商 業 (平成 28 年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は平成 28 年経済センサス活動調査)	区 分	店 数	従事者数
	卸売業	902 店	9,119 人
	小売業	1,964 店	14,527 人
	飲食業	1,420 店	8,545 人
	合 計	4,428 店	32,191 人
工 業 (令和 3 年経済センサス活動調査)	工 場 数	305 カ所	
	従事者数	10,682 人	
農 業 (令和 2 年農林業センサス)	農業戸数	3,232 戸	
	農業就業人口総数	3,114 人	